

天心寮の事業計画（令和5年度）

（入所児童処遇の基本理念）

1. 児童養護の目標・基本理念（人間像）

健康・知能・情緒・社会生活いずれにおいても豊かで、調和的に発達し、自立した社会人として、自主性と協調性を備えた人間性豊かな人に育てる。

2. 養護の基本方針

- (1) 児童の人格を尊重し、未知の可能性を確信しつつ、個性の伸長と能力の開発を図る。
- (2) 愛と規律を根幹とし、社会の健全な一員となるため、自ら努力する児童の育成に努める。
- (3) 将来「自立と自己表現」を成し遂げるため、子ども時代に「生きる力」を身に付ける。

3. 児童処遇

(1) 生活指導

健康の維持・促進のため、食事・睡眠・排泄・清潔・着脱衣等の基本的生活習慣を身に付けさせるとともに、社会生活のために必要な態度・マナー・常識等の社会的技術を習得する。発達段階に応じた食育の推進に努める。

(2) 学習指導

学力は、単に知識のみならず、技能態度も含めて幅広く身に付けさせ、特に学力不振児に対する対応は、どんなところでつまづいているか具体的に知り、やる気を起こさせ、動機付けを工夫し、適切な学習支援を行う。

中学生、特に受験生については、学習塾を活用し、高校進学へ向けての学習援助を行う。

(3) 余暇指導

児童の自発性を育て、独立心を獲得することを目的に、児童が自由に使える時間を設け、各種スポーツ用具、ゲーム、音楽、絵画等自発的活動に応じるように、設備、教材、遊具などの整備に努める。

(4) 心理治療的配慮

児童は、その多くが家庭でのトラブル、不適切な対応や虐待による圧力等から、強い不満・葛藤・劣等感・不安を経験しているため、児童の立場になって、動作上・言語上の表現を受け入れ、共感するとともに、児童の情緒的安定を図り、意欲を持つように導く。

児童の特性を理解し、特性に応じた専門的な対応が行えるようにする。

(5) 退寮後の児童のアフターケア

施設を退寮した後、地域や関係機関等からの支援が得にくい児童については、その生活状況の把握に努め、円滑な社会生活の維持向上のための支援に取り組む。

（健康管理・安全管理）

1. 健康管理

児童の健康管理のため、年2回（7、1月）健康診断を実施し、健診結果に基づいて異常の早期発見・早期治療に努める。また、毎月身体測定を行い児童の成長を確認する。小学校・中学校・高等学校で実施する歯科・耳鼻科・眼科の検診結果にも早急に対応し、日常生活・学校生活で不便の無いよう対応していく。さらに、肉体面の健康のみならず、精神面での健康にも気を配り、日頃から可能な限り児童一人ひとりとのコミュニケーションを大切にし、悩み、要望等に適切に応えるよう配慮する。更に、必要な予防接種や検査を適時に行う。

2. 安全管理

児童の安全に関する取組を計画的に実施する取組が新たに努力義務化（令和6年度から義務化）されたことに伴い、年間の各時期に実施すべき取組を整理・実施するとともに安全計画を策定着手する。また、年間の防災訓練計画の効果的な実施に努めるほか、万が一の事故・不審者・防犯などに対応するため、児童相談所・警察署・消防署等の関係機関と連携を密にする体制整備を検討する。業務継続計画の策定に着手し、必要な研修、訓練を定期的に実施する体制整備を行う。併せて感染症や食中毒の予防、まん延防止訓練を企画実施する。

(職員処遇技術の向上)

1. 各種研修会への参加

社会状況の変化やニーズに応えることのできる専門知識・技術の習得の機会を全職員が得られるよう努める。

地域分散化した小規模グループの運営に向け、先進的な施設の取組情報の収集などにより、職員意識の向上や処遇技術の向上に努める。

2. 施設内研修の実施

Covid19 を契機として拡大したオンライン研修やオンデマンド研修など、参加しやすい研修機会を提供する。外部研修に参加した職員からの研修報告の機会を確保し、児童の処遇の改善・向上を目指す。また、日常業務の中で適切なかかわりができるよう、お互いの気づきなどを共有できる機会を設ける。

3. 「児童の権利」に関する意識向上に向けた取組

職員による、入所児童への不適切な対応・虐待が起こらないよう、人権擁護のチェックリストによる自己チェックや「被措置指導等虐待対応の手引き」等を活用した学習会を行うことで、児童の権利に関する理解を深め、対応力を強化する。また、児童の意見箱など、児童の意見を把握する。

4. 児童の特性や行動理解と処遇検討のための取組

児童のその時々の状況を把握し、また情報共有を密にした処遇改善を図るため、幼児担当、小学生担当、中学生担当などの職員グループごとに情報共有や協議の場を確保するとともに、定例的にケース検討会を実施し、児童の育成について多角的に話し合う。幼稚園や小中学校、高校等の教育関係機関や児相との情報交換を密にし、児童の養育に生かしていく。

(施設整備等)

1. 分園型小規模グループケアの取組を進める。令和5年度では建物を建築することとする。

2. 児童居室の環境整備を進める。

3. その他備品等も含め設備の更新等を検討し、その整備を計画的に進める。

(第2種社会福祉事業 子育て短期支援事業の実施)

1. 児童養護施設の運営に支障がない限り、市町からの委託によりショートステイを受け入れ、適切な処遇を行う。平成30年度から瀬戸内市と契約している。

(社会福祉法人の公益的事業の実施)

1. 社会福祉法人は、地域における公益的な取組を行うことが責務となっており、平成30年5月に設立された「赤磐市社会福祉法人連絡会」の構成員として取組を進める。

2. 赤磐市障害者自立支援協議会（事務局は赤磐市）に施設として参加しており、障害者福祉の分野で公益的な取組を進める。

3. 保育実習生や、社会福祉士、臨床心理士の養成に関与し、実習施設として協力する。

4. 地域の安全安心につながる施設としての取組を模索する。

(第三者評価)

3年に一度の外部評価を令和5年度に実施する。

(資金計画)

通常経費は、措置費でまかなうことを中心とし、施設整備等で多額の経費が見込まれるときは、積立金を取り崩して対応することを理事会に諮り、適切な経理を行う。

(その他)

年間行事、職員研修、職員名簿は別紙を参照。